⑸　次の各号に掲げる場合の建設工事の申請については、持参又は郵送（定期の申請にあっては郵送のみ）に限るものとする。
①　申請者が清掃、除草及び除雪に関する単独工事のみにつき申請をする場合において、建設業法第３条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない場合
②　経常建設共同企業体
③　事業協同組合で審査数値の算定方法に関する特例の適用を希望する場合
④　協業組合、企業組合で３「申請の方法」⑵（建設工事）の［注］⑹に掲げる書類を提出する場合
⑤　申請者が⑷に掲げる合併等により新たに設立された会社等で、その事実を届け出ていない場合
⑥　更生手続等開始決定者で、⑶に掲げる再度の決定を受けていない場合
⑦　経営事項審査の告示附則四の規定により国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査（グループ経審）又は経営事項審査の告示附則六の規定による持株会社の子会社に係る経営事項審査（持株会社化経審）を受けている場合
⑹　次に掲げる場合の測量等の申請については、持参又は郵送（定期の申請にあっては郵送のみ）に限るものとする。
更生手続等開始決定者で、競争参加資格の再度の決定を受けていない場合

別記１　本店所在地及び提出場所［掲載順序　本店所在地　提出場所］
⑴　石狩振興局及び空知総合振興局管内　札幌開発建設部契約企画課　〒060―8506 北海道札幌市中央区北２条西19丁目札幌開発総合庁舎（電話011―611―0309）
⑵　渡島総合振興局及び檜山振興局管内　函館開発建設部契約課　〒040―8501 北海道函館市大川町１―27（電話0138―42―7525）
⑶　後志総合振興局管内　小・開発建設部契約課　〒047―8555 北海道小市潮見台１丁目15―５（電話0134―23―5129）
⑷　上川総合振興局管内　旭川開発建設部契約課　〒078―8513 北海道旭川市宮前１条３丁目３―15（電話0166―32―2451）
⑸　胆振総合振興局及び日高振興局管内　室蘭開発建設部契約課　〒051―8524 北海道室蘭市入江町１―14（電話0143―25―7026）
⑹　釧路総合振興局及び根室振興局管内　釧路開発建設部契約課　〒085―8551 北海道釧路市幸町10丁目３釧路地方合同庁舎（電話0154―24―7135）
⑺　十勝総合振興局管内　帯広開発建設部契約課　〒080―8585 北海道帯広市西４条南８丁目（電話0155―24―2903）
⑻　オホーツク総合振興局管内　網走開発建設部契約課　〒093―8544 北海道網走市新町２丁目６―１（電話0152―44―6147）
⑼　留萌振興局管内　留萌開発建設部契約課　〒077―8501 北海道留萌市寿町１丁目68（電話0164―42―2367）
⑽　宗谷総合振興局管内　稚内開発建設部契約課　〒097―8527 北海道稚内市末広５丁目６―１稚内地方合同庁舎（電話0162―33―1064）
⑾　北海道外　北海道開発局事業振興部工事管理課　〒060―8511 北海道札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎（電話011―709―2311）

別記２　送付先
インターネット一元受付ヘルプデスク　ファクシミリ番号082―511―1102

別記３　送付先
インターネット一元受付ヘルプデスク　〒980―0014 宮城県仙台市青葉区本町３―５―22　東北地方整備局　一元受付ヘルプデスクあて　電話022―796―4565

競争参加者の資格に関する公示

東北中央自動車道　桑折高架橋東向田地区上部工工事及び東北中央自動車道　桑折高架橋赤坂地区上部工工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
平成28年10月３日
東北地方整備局長　川瀧　弘之
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04
１　工事名
東北中央自動車道　桑折高架橋東向田地区上部工工事（以下「①工事」という。）
東北中央自動車道　桑折高架橋赤坂地区上部工工事（以下「②工事」という。）
（①工事、②工事共に電子入札対象案件）
２　工事場所
①工事　福島県伊達郡桑折町成田字稲山～桑折町成田字橋本　地内
②工事　福島県伊達郡桑折町字蒲田～桑折町成田字稲山　地内
３　工事内容
①工事　鋼４径間連続箱桁橋（Ｌ＝280m）
製作・輸送・架設約1,400ｔ、橋梁付属物工１式
鋼３径間連続箱桁橋（Ｌ＝205m）
製作・輸送約1,200ｔ、橋梁付属物工１式
②工事　鋼５径間連続箱桁橋（Ｌ＝352m）
製作・輸送・架設約2,400ｔ、橋梁付属物工１式
４　工期　契約締結日の翌日から
①工事　平成30年６月11日まで
②工事　平成30年12月３日まで
５　申請の時期　平成28年10月３日から平成28年10月18日まで（土曜日、日曜日、休日を除く。）。なお、申請期限の日の翌日以降（土曜日、日曜日、休日を除く。）も、随時申請を受け付けるが、本工事の開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
６　申請の方法
⑴　申請書の入手方法「競争参加資格審査申請書（特定建設工事）」（以下「申請書」という。）は、東北地方整備局ホームページ（http://www.thr.mlit.go.jp）へアクセスして入手するものとする。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、〒980―8602 宮城県仙台市青葉区本町３丁目３番１号仙台合同庁舎Ｂ棟　東北地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話022―225―2171㈹に、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。
①　特定建設工事共同企業体協定書（甲）（下記７⑸の条件を満たすものに限る。）の写し。
②　下記７⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（当該様式は、本工事の「入札公告（建設工事）」（平成28年10月３日付け支出負担行為担当官東北地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式２、３を使用して作成すること。）。
⑶　申請書類等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
７　特定建設工事共同企業体としての資格及びその審査　「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年３月31日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成28年３月31日付け公示」という。）５建設工事の①から⑤までに該当する者を構成員に含む特定建設工事共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない特定建設工事共同企業体については、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の特定建設工事共同企業体については、平成28年３月31日付け公示６建設工事に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して特定建設工事共同企業体としての資格があると認定する。
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす３社以内による組み合わせとする。ただし、経常建設共同企業体を構成員とすることはできない。
①　東北地方整備局における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
②　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
③　本競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、東北地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。